

## ◆ その他の改正ポイント ◆

- 生活保護制度実施のための費用は100%国が負担し地方に負担させない
- 国が負担する費用を保護費・事務費に限らず、人件費も負担することとする

趣旨：生活保護は法定受託事務であり本来は国の事務であるから地方への委託に係る費用は全額国が負担するべきである。地方に負担させる趣旨は「濫給防止」名目での受給抑制にあるが、財政難にあえぐ地方自治体において「水際作戦」がまん延し、捕捉率が20%程度にとどまる現状に照らせば、受給抑制政策は転換する必要がある。

- ケースワーカーの必要人数を法定数とし、都市部は60人に1人、郡部は40人に1人以上とする。査察指導員はケースワーカー5人に1人以上とする。

趣旨：全国的に水際作戦がまん延している背景事情として、実施機関におけるケースワーカー不足が重要である。これを改善することなしには違法な窓口規制を根絶することは困難である。